

～労働相談及び労働災害発生の状況（名瀬署管内）～

令和4年中に当署に寄せられた労働相談状況は以下のとおりです。

昨年において相談内容別で唯一増加していたパワハラ等のハラスメント関係は減少しましたが、賃金不払い関係は倍増しています。時間外労働時間を適正に把握しておらず、時間外労働手当が過少に支払われている相談が増加しています。

労働時間の適正把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインが示されています。今一度、ご確認をお願いします。

※労働時間適正把握ガイドライン：<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/151106-04.pdf>

また、令和4年に発生した休業4日以上労働災害発状況は以下のとおりです。新型コロナウイルス感染症による休業により発生件数が急増していますが、当該件数を除外しても災害は増加傾向にあります。

災害発状況の特徴として50歳以上の高齢者の災害が半数以上を占めています。高齢者の安全と健康を確保するためのエイジフレンドリーガイドラインが策定されています。事業場の災害防止活動へ当該ガイドラインの取り組みをお願いいたします。

※エイジフレンドリーガイドライン：<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

令和4年労働相談状況（名瀬署管内）

主な相談内容等	令和2年	令和3年	令和4年（前年比）
総相談件数	673	623	631（+7）
労働契約	32	32	34（+2）
解雇	51	38	33（-5）
賃金不払い	39	26	60（+34）
年次有給休暇	103	87	66（-21）
休業手当	60	16	9（-7）
パワハラ等ハラスメント	33	47	32（-15）

令和4年労働災害発状況（名瀬署管内：令和4年は12月末速報値）

	令和2年	令和3年	令和4年
全産業（）コロナ感染者除外	80(80)	134(88)	324(96)
製造業	3	6	5
建設業	20	15	23
運輸交通業	5	5	0
商業	7	15	45
保健衛生業	20	64	216
接客娯楽業	1	5	4

鹿児島労働局HP
 (<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>)

新型コロナウイルス特別労働相談窓口
鹿児島労働局
 雇用環境・均等室
 TEL 099-223-8239

鹿児島県の最低賃金
 1時間 **853円**
 (R4.10.6～)

「労基署だより」は、鹿児島労働局ホームページに掲載しています！